

いしかわエコデザイン賞審査要項

1 目的

本要項は、いしかわエコデザイン賞実施要綱第 11 条に基づき、いしかわエコデザイン賞の審査方法等について定めることとする。

2 審査方法

いしかわエコデザイン賞は、製品領域、サービス領域および教育・社会活動部門の 3 部門に分けて審査することとし、県が設置する審査委員会において、次の項目を総合的な見地から審査する。

① 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会への貢献

- 貢献に係る評価値、評価内容の例
- ・ 使用・利用段階における温室効果ガスの削減量
 - ・ 3 R（リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）、リユース（Reuse＝再使用）、リサイクル（Recycle＝再資源化））に関する量
 - ・ 里山里海の利用・保全活動の生態系への配慮内容
 - ・ 地域ぐるみの活動や国際的な連携 など

② 新規性・独自性

③ 市場性（販売実績（販売見込み）及び対象とするユーザー（アイデア段階のものについては実現可能性も考慮））

④ 安全性・安心性（生産・提供体制及び品質管理）

なお、審査にあたっては、必要に応じて、応募者に申請書類の内容等についてヒアリング等を実施する。

3 審査委員会

審査委員会は、以下により構成することとする。

委員長	山村 真一	株式会社コボ 会長
副委員長	マエキタミヤコ	株式会社サステナ 代表取締役
委員	尾島 恭子	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授
〃	橘田 洋子	株式会社シトラス 代表取締役 駒沢女子大学 人間総合学群 住空間デザイン学類 特任教授
〃	志甫 雅人	公益財団法人石川県デザインセンター 事務局長・チーフディレクター
〃	新 広昭	金沢星稜大学 副学長・教授
〃	村中 稔	金沢美術工芸大学 名誉教授

附則

この要項は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 4 月 5 日から施行する。

附則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。